

秋田県公報

目次	ページ
告示	
救急病院の認定(八七五・医務薬事課).....	1
結核予防法による医療機関の指定(八七六・本荘保健所).....	1
保安林の指定解除予定通知(八七七・森林整備課).....	1
指定施業要件変更予定通知(八七八・森林整備課).....	2
入会林野整備計画の認可(八七九・秋田地域振興局農林部).....	2
道路区域の変更(八八〇～八八三・道路環境課).....	2
開発行為に関する工事の完了(八八四・鹿角地域振興局建設部).....	4
開発行為に関する工事の完了(八八五・秋田地域振興局建設部).....	4
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	5
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一三九).....	5
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一四〇).....	6

告 示

秋田県告示第八百七十五号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月二十八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	認定の有効期限
本荘第一病院	本荘市出戸町字岩淵下百十番地	平成十八年十月二十四日

秋田県告示第八百七十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月二十八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指定年月日
ねむの木調剤薬局	秋田県由利郡象潟町字家ノ後五十四番三	平成十五年十一月一日

秋田県告示第八百七十七号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 解除予定保安林の所在場所
 - (一) 雄勝郡東成瀬村岩井川字合居川(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (二) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (三) 解除の理由 指定理由の消滅
 - (四) 解除予定保安林の所在場所
 - (二) 雄勝郡東成瀬村岩井川字土倉五九(次の図に示す部分に限る。)
 - (三) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (四) 解除の理由 指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び雄勝地域振興局農林部並びに雄勝郡東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一般国道	新	百八号	〃	一・五〇〇～一五〇・〇〇〇	一・〇五三
------	---	-----	---	---------------	-------

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十月二十八日から同年十一月十日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年十月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八百八十一号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			A	B		
一般国道	新	二百八十五号	南秋田郡五城目町富津内中津又字高野六六番一八から六五番二まで		一四・五〇〇～二三・〇〇〇	〇・〇九七
	旧	二百八十五号	南秋田郡五城目町富津内中津又字高野六六番一八から六五番二まで	南秋田郡五城目町富津内中津又字高野六六番一七地先から六五番二地先まで	七・〇〇〇～一三・〇〇〇	〇・〇八五

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十月二十八日から同年十一月十日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年十月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八百八十二号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			A	B		
県 道	旧	雄和岩城線	由利郡岩城町内道川字馬場四二番一地先から字内道川八五番三まで	由利郡岩城町内道川字馬場四二番一地先から字川向四四番一地先まで	八・〇〇〇～一八・六〇〇	〇・一九四
					一八・四〇〇～三四・〇〇〇	〇・二二一

秋田フオレストホーム株式会社 代表取締役 三 浦 正 義

二 開発区域に含まれる地域の名称

南秋田郡昭和町大久保字虹川境四番の内、五番四、五番六の内、五番七、八番一、八番二、十番一、十番二、十二番一、十二番二、十三番一、十三番二、十四番一、十四番二、十五番一、十五番二、十六番一、十六番二、十七番一、十七番二、十八番一、十八番二、十八番三、八十番一の内、八十番二の内、八十一番一、八十一番二、八十二番一、八十二番二、八十三番一、八十三番二、八十四番一、八十四番二、八十五番一、八十五番二、八十六番一、八十六番二、八十七番一、八十七番二、八十八番一、八十九番一、八十九番二、九十一番一、九十一番二、九十一番三及び九十一番四

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北南部土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
- 大曲市藤木字乙新藤木百三十二番地 佐 藤 吉 友
 - 下深井字北下深井四十番地の一 伊 藤 徳 蔵
 - 字北田四十二番地の一 粟 津 隆 一
 - 藤木字乙板杭八十八番地 佐 藤 勝 美
 - 六郷西根字沼福田四十五番地の二 進 藤 功
 - 下深井字南谷地六十三番地の三 高 橋 昇
 - 大曲字小貫二十七番地 藤 田 農 夫 雄
 - 飯田字家ノ前百五十五番地の一 高 野 専 太 郎
 - 川目字川目二十九番地 須 藤 一 洋
 - 東川字前田表二十七番地 富 樫 定 夫
 - 大曲字下高畑二十六番地の二 高 橋 周 作
 - 和合字落合十二番地 高 橋 祥 一
 - 仙北郡六郷町野中字上明子三番地 畑 山 傳 一
 - 仙北町橋本字田中百四十番地三 飯 村 孝 作
 - 六郷町六郷字葎原二十九番地の一 飛 澤 龍 右 工 門
- 二 就任理事の住所及び氏名

- 大曲市藤木字乙板杭八十八番地 佐 藤 勝 美
 - 下深井字北下深井四十番地の一 伊 藤 徳 蔵
 - 字北田四十二番地の一 粟 津 隆 一
 - 六郷西根字沼福田四十五番地の二 進 藤 功
 - 下深井字南谷地六十三番地の三 高 橋 昇
 - 藤木字乙新藤木百三十二番地 佐 藤 吉 友
 - 川目字川目二十九番地 須 藤 一 洋
 - 和合字落合十二番地 高 橋 祥 一
 - 大曲字小貫二十七番地 高 橋 周 作
 - 字下高畑二十六番地の二 高 橋 周 作
 - 東川字前田表二十七番地 富 樫 定 夫
 - 飯田字家ノ前百五十五番地の一 高 野 専 太 郎
 - 仙北郡仙北町橋本字田中四十五番地 飯 村 一 彦
 - 六郷町野中字上明子三番地 畑 山 傳 一
 - 六郷字葎原二十九番地の一 飛 澤 龍 右 工 門
- 三 退任監事の住所及び氏名
- 大曲市下深井字新百年一番地 高 橋 慶 市
 - 飯田字家ノ前九十七番地 山 田 忠 一
 - 仙北郡六郷町六郷東根字上雀柳六番地 田 口 梅 夫
- 四 就任監事の住所及び氏名
- 大曲市下深井字新百年一番地 高 橋 慶 市
 - 飯田字家ノ前九十七番地 山 田 忠 一
 - 仙北郡六郷町六郷東根字上雀柳六番地 田 口 梅 夫

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

秋選管告示第百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

五十分の一の数 一九、三三九
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超えた数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
 二二七、七三九

秋選管告示第百四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数、その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、三一九
能代市	一四、七四四
横手市	一〇、九二六
大館市	一八、一八五
本荘市	一一、一二二
男鹿市	八、四四二
湯沢市	九、三九五
大曲市	一〇、六七〇
鹿角市鹿角郡	一一、六七四
北秋田郡	一八、〇九三
山本郡	一三、四一八
南秋田郡	一九、八八九
河辺郡	五、二二一
由利郡	二〇、九四四
仙北郡	三一、八八七
平鹿郡	一八、五九六
雄勝郡	一一、六二五

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社